

令和7年 5月23日

可搬型ハンプ設置の現地実証実験（社会実験）の公募

目的

制限速度を超過して通行する車両が多い道路（通学路等）において、ハンプの設置により凸部を設け、あわせて道路幅員を4mに絞りこむことで部分的な片側交互通行による通行車両の速度抑制を図ることを目的とするものです。

※ハンプとは？ 自動車速度を低減するために、道路上に設けられた凸部の構造物です。



ハンプ

（凸部等の技術基準での標準の形状）

申請方法

①申請者

申請者は可搬型ハンプ設置を希望する自治会の自治会長を基本とします。申請にあたっては自治会の同意を受けてください。ハンプの設置に伴い、交通量や車種によって振動・騒音が発生する場合があります。また交通状況の変化が想定されますので設置希望箇所の近隣住民の同意を得てください。

②申請書

申請書は、別添「様式」（公募申請書）のとおりです。

③提出先

美濃加茂市建設水道部土木課に提出願います（連絡所への提出でも可）。様式（公募申請書）を提出してください。申請書の受付後、設置場所等内容について聞き取りを行います。

④受付期間

令和7年 5月23日（金） ～ 令和7年6月30日（月）

⑥相談、問い合わせ

社会実験公募についての相談や問い合わせは、美濃加茂市土木課で承ります。

募集する社会実験内容について

①募集件数

1 件 応募者多数の場合、聞き取り等により土木課で判断し決定します

②募集する実験の要件

- ・自治会の同意を得ていること
- ・設置希望箇所住民の理解を得ていること。設置する箇所によっては隣接する宅地等への乗り入れが不可能になります。
- ・道路構造上や地下埋設条件から設置希望箇所が変更になる場合があります。

③実施内容

可搬型ハンプを試験的に設置します。ハンプにより凸部を設け、部分的な片側交互通行として通行車両の速度抑制を図ります。設置個所は、生活道路を想定しているため、上下車線のある道路は設置できません。

④実施期間

実施期間は、令和7年度中のうち1カ月程度です。

なお、設置する可搬型ハンプは、国土交通省中部地方整備局からの貸与となります。他市町村への貸し出し状況にもよりますので、詳細な設置時期は未定です。

その他

社会実験にあわせて交通量調査等を実施します。また、自治会や近隣住民にアンケートを行いますのでご協力をお願いします。